

令和 3 年度

高梁市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

高梁市監査委員



高 市 監 第 8 1 号
令 和 4 年 (2022) 8 月 2 4 日

高梁市長 近 藤 隆 則 様

高梁市監査委員 大 月 一 郎

高梁市監査委員 大 月 健 一

令和3年度高梁市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度高梁市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	6
第2	審査の期間	6
第3	審査の方法	6
第4	審査の結果	6
第5	審査の意見	6
1	算定対象会計	7
2	健全化判断比率	8
(1)	実質赤字比率について	9
(2)	連結実質赤字比率について	10
(3)	実質公債費比率について	11
(4)	将来負担比率について	12
3	資金不足比率	13

- (注) ① 文中のポイントとは、パーセント間の単純差引数値である。
- ② 比率・割合は、原則として小数点第2位を四捨五入した。
このため計数が一致しない場合がある。
- ③ 各表中比較増減の減は、△印で表示した。

令和3年度高梁市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和3年度健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年8月10日から令和4年8月24日まで

第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを関係書類等を照合、審査するとともに関係職員の説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定されていると認めた。

審査の内容は、次のとおりである。

第5 審査の意見

令和3年度の健全化判断比率4指標については、いずれも早期健全化基準を下回っており、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字であった。対前年度比では、実質公債費比率が0.6ポイント減の11.9%、将来負担比率が5.6ポイント減の70.9%で、いずれも前年度より改善傾向を示しているものの、全国の類似団体との比較では下位に属し、厳しい状況が伺える。なお、特別会計のうち公営企業会計については、全会計で資金不足額が生じなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

本市では、長雨、豪雨による災害が頻発し、3年度では前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を色濃く受けた1年となった。市としては社会情勢の変化に迅速に対応し、適正な財政運営に努められているところであるが、今後においても引き続き市民の安心と安全を守るため、また子どもたちの将来負担が少しでも軽減されるように、一層のご尽力をお願いする。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

区 分	対 象 会 計 等	財政健全化比率等						
		実質赤字比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費比率	将来負担 比率	資金不足 比率		
一般会計等	一般会計	一 般 会 計	↑	↑	↑	↑		
	特別会計	へき地診療所特別会計						
		養護老人ホーム特別会計						
公営事業会計	特別会計	畑地かんがい事業特別会計	↓					
		国民健康保険特別会計						
		後期高齢者医療特別会計						
		介護保険特別会計						
	公営企業会計	法適用	特別養護老人ホーム特別会計					
			水道事業特別会計					↑
			国民健康保険成羽病院事業会計					
一部事務組合 ・広域連合	*	下水道事業特別会計					↓	
		地域開発事業特別会計		↓				
		高梁地域事務組合						
		岡山市町村総合事務組合						
		岡山県後期高齢者医療広域連合						
地方公社・ 第三セクター等	*	岡山市町村税整理組合						
		岡山県広域水道企業団			↓			
		高梁市土地開発公社						
		(公財)成羽町美術振興財団					↓	

*は、法非適用企業会計

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	—	—	12.83	20.00
(2) 連結実質赤字比率	—	—	17.83	30.00
(3) 実質公債費比率	12.5	11.9	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	76.5	70.9	350.0	

*注 (1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率はマイナスとなるため、便宜上「—」で記載している。

以下、その他の指標も同様の扱いとする。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額を生じていないため算定されない。

実質公債費比率は11.9%で、前年度に比べて0.6ポイント減少し、早期健全化基準25.0%を下回っている。

将来負担比率は70.9%で、前年度に比べて5.6ポイント改善し、早期健全化基準350.0%を下回っている。

以上のとおり、いずれも、基準値を超えておらず、健全段階の範囲内である。

* 早期健全化基準、財政再生基準

早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政健全化に関する法律施行令により定められている。

この基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

(1) 実質赤字比率について

主要な会計である一般会計等に生じている赤字の程度を、市の財政規模に対して単年度で指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}(-859,193\text{千円})^*}{\text{標準財政規模}(14,324,144\text{千円})} \times 100\%$$

* 黒字の場合は負の値

区 分	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.83	20.00

実質収支額が8億5,919万円の黒字のため、実質赤字比率はない。

① 一般会計等の実質収支額

(単位：千円・%)

区 分	令和2年度	令和3年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	29,236,215	28,198,162	△ 1,038,053	△ 3.6
歳出総額	28,354,141	27,188,105	△ 1,166,036	△ 4.1
歳入歳出差引額	882,074	1,010,057	127,983	14.5
翌年度に繰り越すべき財源	178,008	150,864	△ 27,144	△ 15.2
一般会計等実質収支額	704,066	859,193	155,127	22.0

② 標準財政規模

(単位：千円・%)

区 分	令和2年度	令和3年度	対前年度比較		
			増減額	増減率	
標準財政規模	13,594,126	14,324,144	730,018	5.4	
内 訳	標準税収入額等	4,940,704	4,711,934	△ 228,770	△ 4.6
	普通交付税	8,218,654	9,056,076	837,422	10.2
	臨時財政対策債発行可能額	434,768	556,134	121,366	27.9

標準財政規模は、通常収入される経常一般財源のことで、市税等の標準税収入額等、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計額からなる。

健全化判断比率は、標準財政規模に対する比率であるため、標準財政規模の増加は、財政状況がプラスの方向性を表す。

(2) 連結実質赤字比率について

全会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}(-3,206,550\text{千円})^*}{\text{標準財政規模}(14,324,144\text{千円})} \times 100\%$$

* 黒字の場合は負の値

区 分	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	—	—	17.83	30.00

連結実質収支額が30億8,722万円の黒字のため、連結実質赤字比率はない。

実質収支額及び資金不足（剰余）額

（単位：千円・％）

会計名	対象会計等	実質収支額・資金不足額（又は剰余額）					
		令和2年度	令和3年度	対前年度比較			
				増減額	増減率		
一般会計等	一般会計	701,861	858,992	157,131	22.4		
	特別会計	へき地診療所特別会計	0	0	0	—	
		養護老人ホーム特別会計	0	0	0	—	
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	0	0	0	—	
公営事業会計	畑地かんがい事業特別会計	2,204	201	△ 2,003	△ 90.9		
	国民健康保険特別会計	119,197	43,293	△ 75,904	△ 63.7		
	後期高齢者医療特別会計	1,580	2,174	594	37.6		
	介護保険特別会計	33,916	87,827	53,911	159.0		
	特別養護老人ホーム特別会計	0	0	0	—		
	公営企業会計	法適用	水道事業特別会計	742,252	755,837	13,585	1.8
			国民健康保険成羽病院事業会計	1,409,964	1,377,584	△ 32,380	△ 2.3
			下水道事業特別会計	91,626	76,769	△ 14,857	△ 16.2
			* 地域開発事業特別会計	4,519	3,873	△ 646	△ 14.3
	合 計		3,107,119	3,206,550	99,431	3.2	

*は、法非適用企業会計

令和3年度の連結実質収支額は、対前年度比で、9,943万円増加している。

これは、主として国民健康保険特別会計及び国民健康保険成羽病院事業会計が減となるも、一般会計及び介護保険特別会計が増加したことによるものである。

(3) 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の額が、全会計の中で占める割合を3か年平均で示したもの。18%以上になると地方債の借入に許可が必要となり、25%を超えると一部の地方債の借入が制限される。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(A+B)-(C+D)}{\text{*標準財政規模}-D} \times 100\%$$

A：元利償還金 B：準元利償還金 C：特定財源 D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

*標準財政規模 14,324,144千円

実質公債費比率の推移表

(単位：%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度 比較増減
実 質 公 債 費 比 率	3か年平均	12.6	12.5	11.9	△ 0.6
	単年度	12.9	12.2	10.8	△ 1.4

実質公債費比率算定の内訳

(単位：千円・%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度 比較増減率
A	元利償還金(繰上償還額を除く)	3,565,700	3,547,084	3,844,108	108.4
B	準元利償還金	958,649	885,274	717,512	81.0
C	特定財源	204,055	193,639	165,146	85.3
D	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	2,979,547	2,935,794	3,199,205	109.0

単年度の実質公債費比率は10.8%、前年度と比較すると1.4%減少している。

また、3か年平均は11.9%で、前年度と比較すると0.6%減少している。

(4) 将来負担比率について

一般会計等の借入金残高や将来支払う可能性のある負債等、現時点での残高の程度を示すもので、この値が高くなるほど将来の財政を圧迫する可能性が高くなる。

当市における早期健全化基準は350.0%である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{A} - \text{B}}{\text{*標準財政規模} - \text{C}} \times 100\%$$

A：将来負担額 B：充当可能な財源 C：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
*標準財政規模 14,324,144千円

将来負担比率の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	増減
将来負担比率	76.5	70.9	△ 5.6

実質公債費比率算定の内訳

(単位：千円・%)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
A 将来負担額	45,468,455	45,753,739	285,284	0.6
B 充当可能な財源	37,304,786	37,857,665	552,879	1.5
C 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,935,794	3,199,205	263,411	9.0

A 将来負担額

(単位：千円・%)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
1 地方債の現在高	32,544,175	32,310,054	△ 234,121	△ 0.7
2 債務負担行為に基づく支出予定額	23,611	34,359	10,748	45.5
3 公営企業債等繰入見込額	8,493,262	9,016,223	522,961	6.2
4 組合負担等見込額	303,995	279,090	△ 24,905	△ 8.2
5 退職手当負担見込額	4,103,082	4,112,682	9,600	0.2
6 設立法人の負担額等負担見込額	330	1,331	1,001	303.3
7 連結実質赤字額	0	0	0	—
8 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	—
合 計	45,468,455	45,753,739	285,284	0.6

B 充当可能な財源

(単位：千円・%)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
充当可能基金(財政調整基金ほか)	7,050,700	8,002,583	951,883	13.5
特定財源見込(都市計画税ほか)	1,440,242	1,091,493	△ 348,749	△ 24.2
基準財政需要額算入見込(地方債現在高)	28,813,844	28,763,589	△ 50,255	△ 0.2
合 計	37,304,786	37,857,665	552,879	1.5

C 基準財政需要額算入見込額

(単位：千円・%)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
基準財政需要額算入見込(元利償還金・準元利償還金)	2,935,794	3,199,205	263,411	9.0

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の深刻度を示すものである。

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることになる。

資金不足比率	＝	$\frac{\text{政令で定める資金の不足額}}{\text{政令で定める事業の規模}}$	×100%
--------	---	--	-------

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率			経営健全化 基 準
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
水道事業特別会計	—	—	—	20.0
国民健康保険成羽病院事業会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
地域開発事業特別会計	—	—	—	

注：資金不足比率については、算定結果が赤字ではないため、「—」で表示している。

(単位：千円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	資金不足額	事業の規模	資金不足額	事業の規模
法 適 用 企 業				
水道事業特別会計	0	645,386	0	645,616
国民健康保険成羽病院事業会計	0	1,070,127	0	1,032,470
下水道事業特別会計	0	399,130	0	412,777
法 非 適 用 企 業				
地域開発事業特別会計	0	0	0	86,968

当年度においても、資金不足額が生じていないため、該当の数値はない。

いずれも、国の基準範囲内であり、健全であると認められる。